

## 筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和8年8月7日

大津地方法務局 筆界特定登記官

### 記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和7年第45号

対象土地 滋賀県野洲市高木字穴田流43番1

滋賀県野洲市高木字穴田流42番